大分市週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条

本要領は、建設業における働き方改革の推進の一環として、労働環境の改善に向けた意識向上及び将来の担い手の確保に資するため、建設業界における週休2日の普及に向けての効果及び課題を把握することを目的に「週休2日工事」を実施するものである。

なお、「週休2日工事」の対象のうち、受注者が週休2日による工事実施を希望し、受 発注者間で協議が整った場合に、「週休2日工事」を実施することができる「受注者希望 型」とする。

(発注方式)

第2条

次のいずれかの方式とし、発注者が指定する。

- (1) 現場閉所型週休2日制 対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取組む方式
- 対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確

(対象工事)

第3条

(1) 現場閉所型週休2日制

保に取組む方式

大分市が発注する建設工事とし、対象工事は特記仕様書に週休2日工事(現場閉所型)であることを明示する。ただし、以下の工事は除く。

- ① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事(出水期における河川区域内工事など)
- ② 緊急を要する工事(災害復旧工事など)
- ③ その他発注者が指定する工事

(2) 週休2日交替制

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な上記(1)①~③の工事とし、対象工事は特記仕様書に週休2日対象工事(交替制)であることを明示する。ただし、営繕工事は除く。

なお、上記(1)①及び③の工事については、契約後、受注者から制約等を解消する具体的な提案があり、受発注者協議が整った場合は、「現場閉所型週休2日制」を適用することができるものとする。

(週休2日の定義)

第4条

(1) 現場閉所型週休2日制

工事着工に先立ち4週間のうち6日から8日の休日を定め、休日には現場での作業(現場事務所での作業を含む)は一切行わず、1日を通して現場閉所することをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まないものとする。

なお、雨天等による天候不良で現場閉所した場合は、週休2日の休日に振替えることが できるものとする。

休日の形態は、適用する積算基準に応じ、下記のとおりとする。

- (ア) 一般土木事業及び建築・設備(プラント設備含む)事業による工事は以下のとおりとする。
 - ① 4週8休:4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。
 - ② 4週7休:4週間のうち、7日間の休日を定め確保することをいう。
 - ③ 4週6休:4週間のうち、6日間の休日を定め確保することをいう。
- ※休日の考え方については、別紙「週休2日工事(現場閉所型)休日等の考え方」(港湾・漁港事業以外の場合)による。
- (イ) 港湾・漁港事業による工事は以下のとおりとする。
 - ① 4週8休:4週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数 分の休日を確保することをいう。
- ※休日の考え方については、別紙「週休2日工事(現場閉所型)休日等の考え方」(港湾・漁港事業の場合)による。
- (ウ) 現場での作業に該当しない作業
 - ① 臨機の措置(異常気象時等における現場対応や安全パトロール等)
 - ② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
 - ③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(2) 週休2日交替制

現場に従事する技術者及び技能労働者について、交替しながら4週間のうち6日から8日の休日を確保し、休日には現場での作業(現場事務所での作業を含む)は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まないものとする。なお、下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とする。

対象者は、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者とする。 休日の形態は、下記のとおりとする。

- (ア) 一般土木事業による工事は以下のとおりとする。
 - ① 4週8休:4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。
 - ② 4週7休:4週間のうち、7日間の休日を定め確保することをいう。
 - ③ 4週6休:4週間のうち、6日間の休日を定め確保することをいう。
- ※休日の考え方については、別紙「週休2日工事(交替制) 休日等の考え方」(港湾・漁港事業以外の場合)による。
- (イ) 港湾・漁港事業による工事は以下のとおりとする。
 - ① 4週8休:4週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数 分の休日を確保することをいう。
- ※休日の考え方については、別紙「週休2日工事(交替制) 休日等の考え方」(港湾・漁港事業の場合)による。

(実施内容)

第5条

(1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施の 意向について、書面にて監督員に報告する。

- ① 週休2日工事を行うことでの工期変更は認められない。
- ② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

なお、「週休2日交替制」により発注された上記第3条(1)①及び③の工事において、 制約等を解消する具体的な提案がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

(2) 計画工程表等の提出

受注者は、「現場閉所型週休2日制」に取組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日 取得計画が確認できる工程表 (任意様式)を監督員に提出する。「週休2日交替制」に取組 む場合は、技術者及び技能労働者 (下請含む)の出勤状況がわかる一覧表 (任意様式)など について、受発注者で休日取得の確認方法を協議すること。

(3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示する。(別紙表示例)

(4) 実施報告

受注者は、実施工程表や一覧表等により休日の取得状況をとりまとめ、大分市公共工事請 負契約書第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

(5)変更協議

「現場閉所型週休2日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日 に作業を行う必要が発生する場合には、事前に振替日を監督員へ報告の上、承諾を受ける こと。また、天候不良については、不測の事態等と認める。 振替日については、同一期間(4週間)内で振替えることを原則とする。突発的な出勤又は現場閉所により、同一期間内で振替えが困難な場合は、隣接する期間に振替えることができる。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の休日変更取得計画 を監督員に提出すること。

(6) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が 発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

なお、一期間が28日に満たない場合は、その期間内の土曜日、日曜日(港湾・漁港事業による工事は、土曜日、日曜日及び祝日)の日数分を取得すれば達成と判断する。

(労務費・工事成績等の取扱い)

第6条

(1) 労務費等の取扱い

補正係数については、別紙「大分市週休2日工事実施要領 第6条に係る労務費等の補正 係数の運用について」による。

【現場閉所型週休2日制】

- ① 予定価格が130万円を超える工事は、4週8休以上の達成を前提とした場合の補 正係数を各経費に乗じて予定価格を定め、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8 休に満たないものは、その達成状況に応じて補正分を減額変更する。また、工事着手 前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取 組を希望しないものを含む)についても減額変更とする。
- ② 予定価格が130万円以下の工事は、週休2日の補正係数を乗じずに予定価格を定め、第4条、第5条に基づき週休2日が達成できた場合、休日の形態に応じ、各経費に補正係数を乗じて増額変更するものとする。また、休日の取得状況が4週6休に満たないもの、及び工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、変更の対象としない。

【週休2日交替制】

当初は週休2日の補正係数を乗じずに予定価格を定め、第4条、第5条に基づき週休2日が達成できた場合、休日の形態に応じ、労務費等に補正係数を乗じて増額変更するものとする。

	130 万円を超える工事	130 万円以下の工事
現場閉所型 週休2日制	【予定価格】 ・補正係数(4週8休以上)を乗じて予定価格を算定。 【変更契約】 ・4週8休に満たない場合は、減額変更。 ・実施しない場合は、減額変更。	【予定価格】 ・補正係数を乗じずに予定価格を 算定。 【変更契約】 ・週休2日達成形態に応じて増額 変更。 ・実施しない場合は、変更対象と しない。
週休2日 交替制	【予定価格】 ・補正係数を乗じずに予定価格を算定。 【変更契約】 ・週休2日達成形態に応じて増額変更。 ・実施しない場合は、変更対象としない。	

(2) 工事成績評定の取扱い

第5条「実施内容」に基づく計画において、4週8休の休日の形態が完全に達成できた場合についてのみ、下記項目において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点は行わない。

① 土木工事

- ·監督員① 5.創意工夫 I.創意工夫
- ·監督員② 2.施工状況 Ⅱ.工程管理
- ② 建築・設備 (プラント設備含む) 工事
 - 監督員① 5.創意工夫 ■その他
 - ・監督員② 2.施工状況 Ⅱ.工程管理

(その他)

第7条

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附則

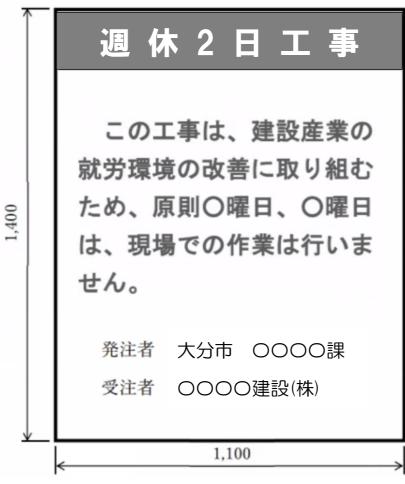
この要領は、令和2年7月1日から施行する。 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。



※週休2日交替制の表示例

